



No. 11
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成27年度第3回

一般国道307号
しがらき
信 楽 道 路

【再評価】

平成27年11月
近畿地方整備局

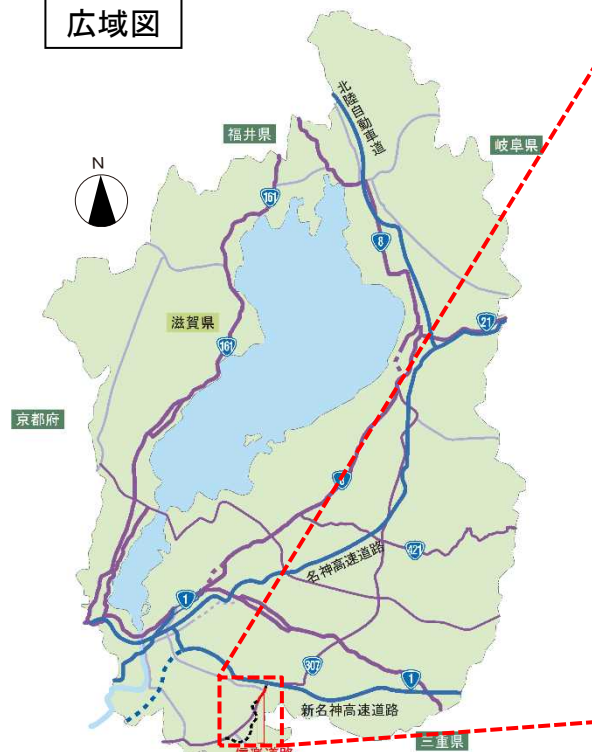
事業全体図

一般国道307号 信楽道路

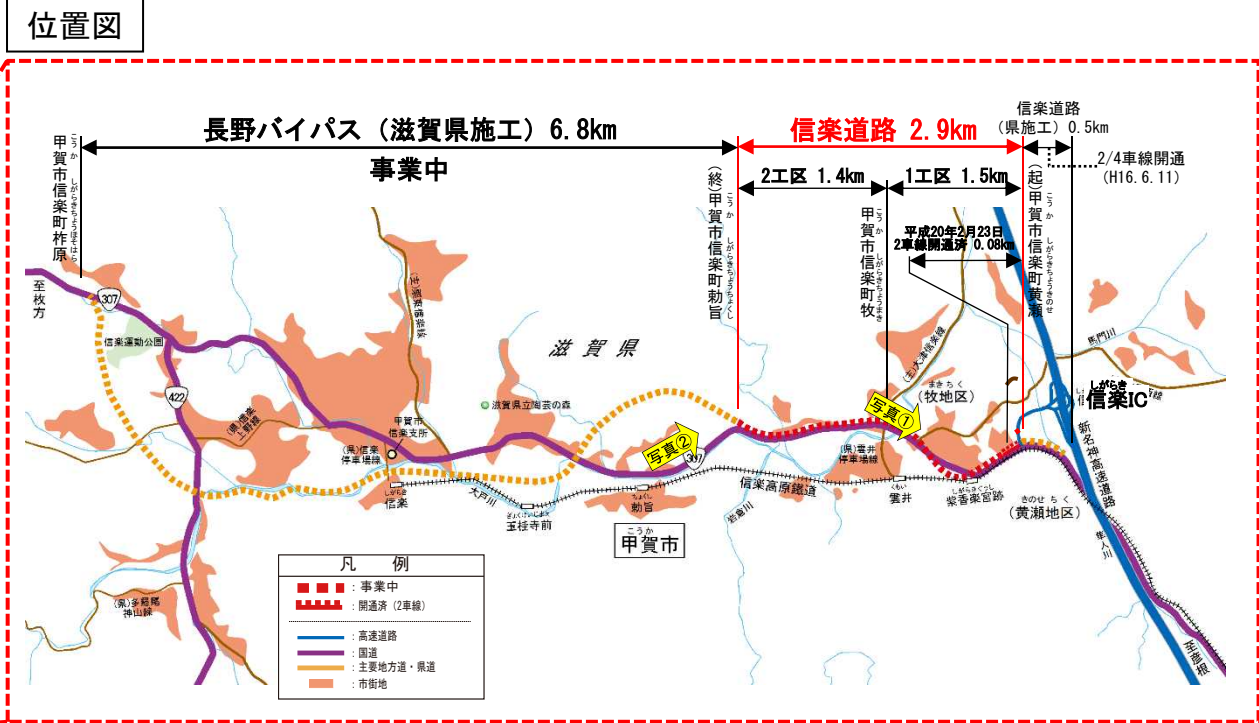
一般国道307号は、滋賀県彦根市^{ひこね}を起点とし、滋賀県甲賀地域^{こうか}を経て大阪府枚方市^{ひらかた}に至る延長約110kmの幹線道路であり、沿線市町間を連携する重要な路線である。

信楽道路は、一般国道307号の交通混雑の緩和、交通安全の確保等を図るとともに、新名神高速道路へのアクセス強化により、地域の活性化を支援することを目的とした延長2.9kmの道路である。

広域図



位置図



凡例	
■ (Red dashed)	事業中
■ (Blue dashed)	開通済 (2車線)
— (Blue solid)	高速道路
— (Purple solid)	国道
— (Orange solid)	主要地方道・県道
■ (Orange solid)	市街地

【凡例】	
— (Red dashed)	信楽道路 2.9km
— (Blue dashed)	高規格幹線道路
— (Purple solid)	一般国道

写真①: 通学路の状況



写真②: 混雑状況



平成27年10月23日撮影

平成27年10月23日撮影

事業の概要

一般国道307号 信楽道路

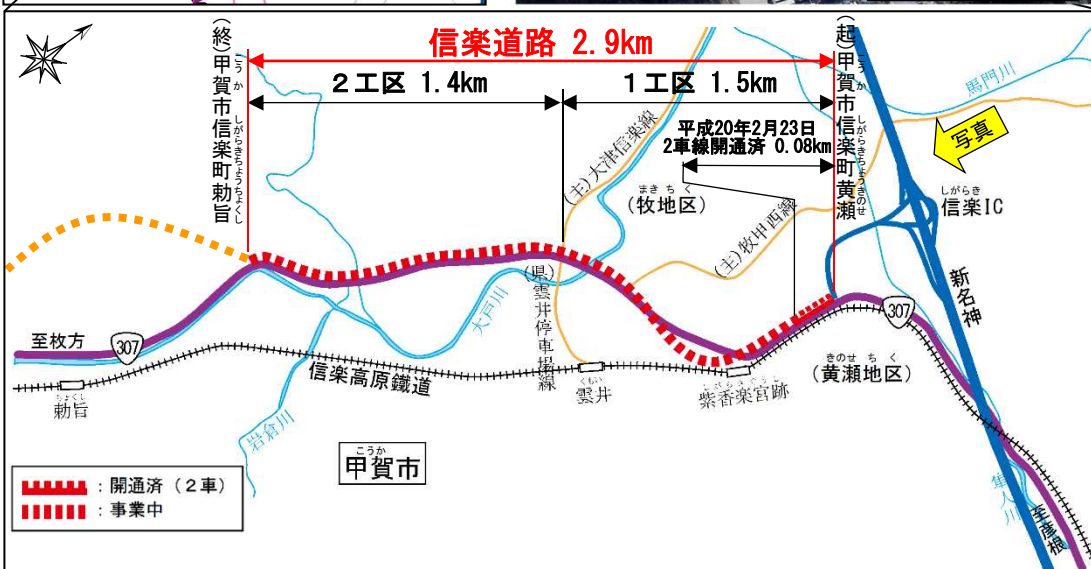
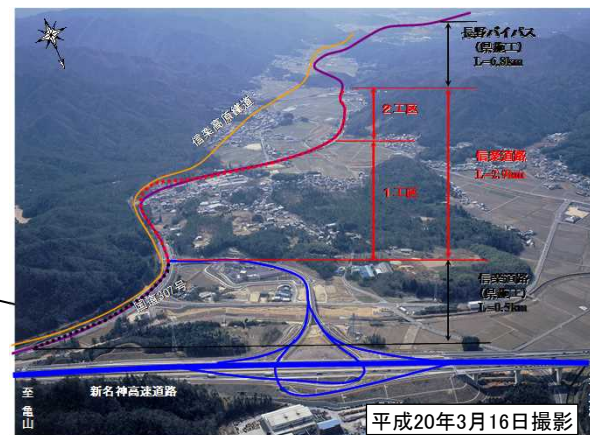
事業の目的

- 新名神高速道路へのアクセス強化
- 交通混雑の緩和
- 交通安全の確保

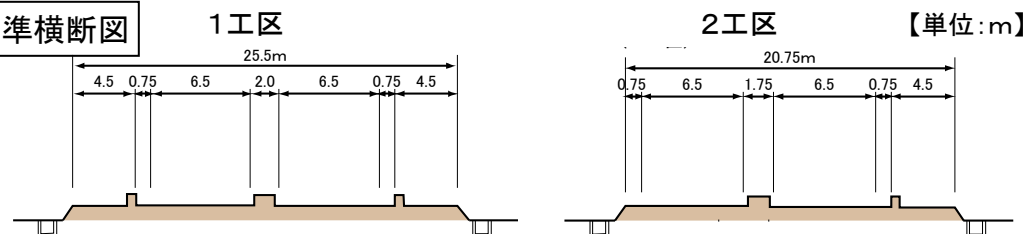
事業の概要、進捗状況

区間	こうか しがらきちょうきのせ (起)滋賀県甲賀市信楽町黄瀬 こうか しがらきちょうちよし (終)滋賀県甲賀市信楽町勅旨
道路延長	2.9km
構造規格	第3種第2級
設計速度	60km/h
車線数	4車線
標準幅員	(1工区)25.5m (2工区)20.75m
計画交通量	16,400台/日
全体事業費	80億円
事業化	(1工区)平成12年度 (2工区)平成16年度
都市計画決定	—
用地着手	平成17年度
工事着手	平成19年度
開通延長	1工区 80m(2車線)
事業進捗率	約20%(平成27年3月末現在)
用地取得率	約23%(面積ベース、同上)

位置図



標準横断面図



再評価の視点

一般国道307号 信楽道路

再評価の視点	現在の状況	備考
事業の必要性に関する視点		
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	■交通量に大きな変化がなく、交通容量を超過。 ■歩道がない又は狭い区間が約8割あり、通学路等の安全確保の必要性に変化はない。
2) 事業の整備効果	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	
3) 事業の投資効果	社会経済情勢等に大きな変化がないため算出を省略	前回 全体 B/C 1.6 残事業B/C 2.1
4) 地域における計画等	前回再評価時点(H24年10月)から大きな変化なし	
事業の進捗の見込みの視点	進捗率(事業費) 約20 % 用地取得率(面積) 約23 %	
コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	新技術、新工法の採用など引き続き検討	

事業の進捗の見込みの視点

一般国道307号 信楽道路

1) 事業の進捗状況

平成27年度事業内容

- ・現在、1工区において用地買収・調査設計、2工区において関係機関協議等を推進しています。

進捗状況

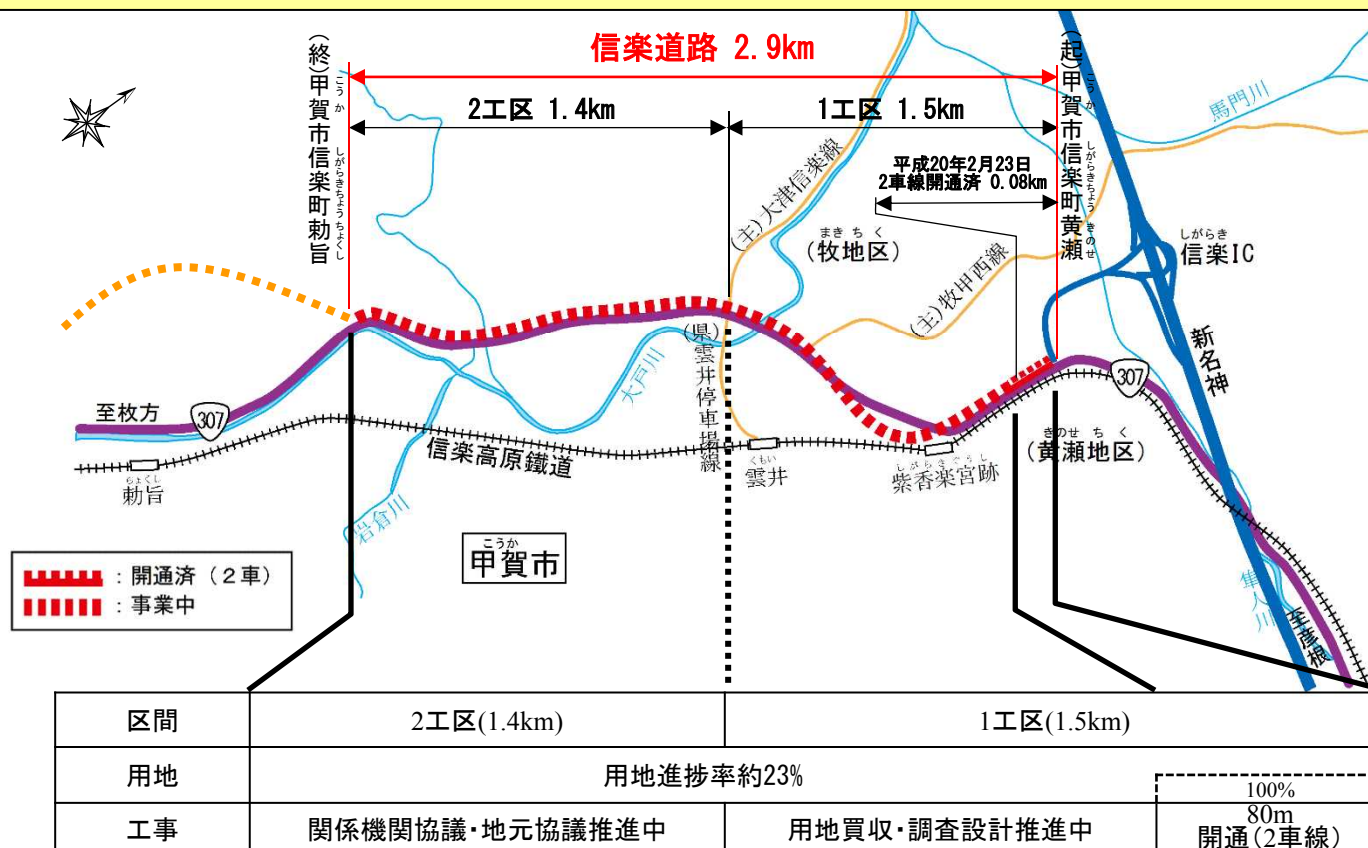
- ・平成27年3月末での進捗は、事業進捗率約20%（事業費ベース）用地進捗率23%（面積ベース）です。
- ・信楽IC～紫香楽宮跡駅付近は、用地取得および保安林解除が完了し、早期に開通させるため、工事着手に向けて準備中です。

事業進捗上の課題

- ・大きな課題はありません。

2) 今後の事業スケジュール等

- ・引き続き事業を推進し、早期の開通を目指します。



■滋賀県知事

平成27年11月19日 滋道 第620号

近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

一般国道307号信楽道路については、対応方針(原案)で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も交通混雑、交通事故等の課題解消のため、当該事業の早期完成を強く望んでおり、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保に取り組んでいただきたい。

なお、滋賀県としても事業促進に最大限の努力をまいります。

一般国道307号^{しがらき}信楽道路は、事業の必要性等に関する視点に変更はなく、事業の進捗の見込みの視点から継続が妥当と判断できる。

引き続き事業を推進し、早期の開通を目指すことが適切である。

事業継続

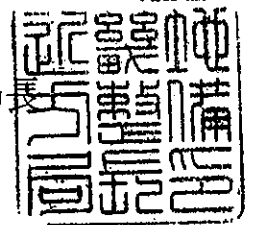


国近整企画122号

平成27年11月4日

滋賀県知事 殿

近畿地方整備局長



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過している事業等について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、近畿地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)について審議しております。

このたび、平成27年11月30日(月)に委員会を開催することとなりましたので、実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)の作成にあたり、平成27年11月19日(木)までに、別紙について貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

近畿地方整備局 企画部 企画課 事業評価係

電話 06-6942-1141

FAX 06-6942-7463

(再評価)

【道路事業】

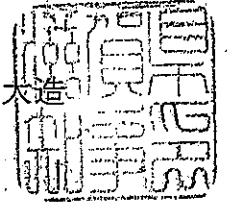
事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
一般国道8号野洲栗東バイパス	事業継続	
一般国道161号小松拡幅	事業継続	
一般国道307号信楽道路	事業継続	

※貴県の意見を踏まえ、近畿地方整備局事業監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

滋 道 第 620号
平成27年(2015年)11月19日

国土交通省
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 三日月 大造



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針
(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月4日付け国近整企画122号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

一般国道8号野洲栗東バイパス、一般国道161号小松拡幅、および一般国道307号信楽道路の3事業については、対応方針(原案)(案)で【事業継続】とされているとおり、事業効果の早期発現に向けてさらなる整備促進をお願いしたい。

地元も交通混雑、交通事故等の課題解消のため、当該事業の早期完成を強く望んでおり、一層の事業推進にあたって必要な予算の確保に取り組んでいただきたい。

なお、滋賀県としても事業促進に最大限の努力をまいります。